

福井県ヤングケアラー支援事業（嶺北拠点）業務仕様書

1 目的

県のヤングケアラー実態調査報告書によると、ケアについて相談した経験が無いという回答の割合が高い（中学2年61.8%、高校2年58.1%）一方、話を聞いて欲しい、相談に乗ってほしいという回答が一定数ある（中学2年17.6%、高校2年16.1%）ため、当事者同士が悩みや経験を共有する機会等を設けるとともに、生活や進学等に関する相談支援を行う。

また、こども若者育成推進法の改正により、ヤングケアラーの定義や自治体の役割が明確化されたことを踏まえ、都道府県の役割である18歳以上のヤングケアラーの支援を強化し、ヤングケアラーに寄り添った社会を構築していく。

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

3 対象者

福井県内の子ども・若者を原則とする。

（ヤングケアラーとは家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者を指す。おおむね30歳未満を中心としているが、こども・若者期にヤングケアラーとして家族の世話を担い、こども・若者にとって必要な時間を奪われたことにより、社会生活を円滑に営む上での困難を有する状態に引き続き陥っている場合等その状況等に応じ、40歳未満の者も対象となり得る。）

4 委託業務の内容

- (1) 居場所活動（サロンの実施）
- (2) ヤングケアラー・元ケアラーのピアサポート体制構築
- (3) ヤングケアラーとピアスタッフによる、体験活動の実施
- (4) ヤングケアラー・コーディネーターの配置（主に18歳以上のヤングケアラーへの相談支援）
- (5) 広報・周知
- (6) その他

(1) 居場所活動（サロンの実施）

主に嶺北地域（福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町）内に居住する子ども・若者を対象に、ヤングケアラーが自身の抱える悩みを相談する場所（拠点）を確保し、対面での居場所活動（支援する者を配置し、こどもが訪れることができる場）を実施する。また、必要に応じ、拠点以外の学校等を活用した居場所活動を行う。

- ① 対面での居場所活動は週3回程度実施することとし、支援が必要な場合は、その必要に応じて対応する。

- ② オンラインを活用したサロンの開催は、各地域の必要に応じて行うこととする。
- ③ 必要に応じ、本人の同意を得た上で、市町のこども家庭センターなど適切な支援機関に繋ぐなどの対応を行う。

(2) ヤングケアラー・元ケアラーのピアサポート体制構築

ヤングケアラーの状態にある者同士や元ケアラーと交流し、互いに経験を語り合うことを通して、それぞれのケアについて話すなど、似た経験のある者同士が交流できるピアサポート関係を築く。

(3) ヤングケアラーとピアスタッフによる、体験活動の実施

主に4(1)の居場所を利用するヤングケアラーの当事者やきょうだいを対象に、ケアの状態から離れることができる時間を創るため、レスパイトできる空間や特別な時間を年1回以上提供する。

(4) ヤングケアラー・コーディネーターの配置(主に18歳以上のヤングケアラーへの相談支援)

ヤングケアラーを把握した場合に、各家庭の状況に応じ、適切な福祉サービスや就労支援サービス等につなげられるよう、関係機関等と連携して主に18歳以上のヤングケアラーへの相談・支援を行う等、適切な機関へのつなぎを担うコーディネーターを配置する。

相談業務を円滑に運営するため、相談業務責任者を1名配置すること。相談業務責任者以外に相談員を配置する場合は、相談業務責任者は相談員に対する指導を行い、緊急を要する相談等については、支援体制を確保するなど業務の円滑な執行管理を行うこと。なお、相談業務責任者の資格は、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師、保健師、介護支援専門員(ケアマネジャー)、介護福祉士、教員免許状取得者、保育士、こども家庭ソーシャルワーカー、大学等の養成機関で福祉分野における教員経験者または介護支援、生活支援業務に3年以上従事した者であり、様々な困難・課題を抱えるヤングケアラーを対象とした相談業務に関する知識・経験を有している者とする。

様々な困難・課題を抱えるヤングケアラーの多様な悩みに対応するため、対面、電話、メールおよびLINE等のSNS(以下「SNS」という。)で相談の受付を行う相談支援を実施すること(関係機関への同行支援等含む)。なお、ヤングケアラーである相談者からの相談等は無料とすること。なお、支援の対象は主に18歳以上のヤングケアラーとするが、18歳未満のヤングケアラーの相談があった場合は、18歳未満のヤングケアラーの支援は市町が行うことになっている旨を丁寧に説明し、必要に応じ相談者の同意を得たうえで市町の児童福祉担当課(こども家庭センター)に繋ぐこと。

① 相談支援の方法

対面、電話、メールおよびLINE等のSNS(以下「SNS」という。)で相談の受付を行う相談支援を実施する。なお、メールおよびSNSは、相談者が何時でも送付できる環境を整備すること。また、対面で相談支援を行う拠点、電話回線、メールおよびSNSのアカウントを確保する。

② 相談受付対応日および時間

対面や電話による相談支援は、相談者からの相談にリアルタイムで受け付けることができる日を週3日以上かつ1日あたり4時間以上設けること。また、メールおよびSNSは、相談者が何時でも相談内容を送付できる環境を整備する。

③ キャリア相談支援(進学等の相談支援)

ヤングケアラーが進学や就職に苦労することが少なくないことを踏まえ、相談者から進学等に関する相談があった場合は、進学に関する情報の提示や手続きの支援等を行うこと。なお、キャリア相談支援に関しては、18歳未満のヤングケアラーに関して、市町からのキャリア相談支援の依頼あった場合には、市町と連携の上、支援を行う。

④ アウトリーチ活動

ヤングケアラーの状態にある家庭等に対し、家庭訪問等を行うことで繋がりを保つとともに、上記（1）～（3）に案内することで、ケアラー状態から離れる時間を創れるよう、サポートする。

⑤ その他

緊急対応が必要な相談や複合的な課題を抱える相談などについては、適宜、適切な公的機関等の関係機関につなぐ。

（5）広報・周知

① 本業務に関する広報・周知

ア 学校等への周知

学校は、児童生徒等と日常的に接する場であるため、ヤングケアラーの発見・把握等で特に重要な役割を担っていることから、本業務について教職員やスクールソーシャルワーカー等への周知を行い、ヤングケアラーとその家庭を必要な支援につなげられるよう連携を図ること。

イ 支援を必要とする子どもや家庭への周知

本業務の情報が、支援を必要とする子どもや家庭に周知されるよう、リーフレット等の作成をし、広報・周知活動を年1回以上行う。

② ヤングケアラーを正しく知ってもらうための広報の実施

ヤングケアラーの正しい理解を促進するため、リーフレットの作成等、ヤングケアラーに関する広報・周知活動を年1回以上行う。

③ 地域の関係機関等を対象とした研修の実施

ヤングケアラーとその家庭への支援力向上を図るため、民生委員や介護関係者、家庭支援事業関係者等の地域の関係機関等への研修を年1回以上行うこと。また、自らも外部機関研修に参加するなど知見の習得に努めること。

（6）その他

- ・ ヤングケアラーを多機関で支援していくため、必要に応じて、市町の福祉、教育、就労等の関係部署や、地域の居場所、学習支援、ピアサポート等の支援者団体等と連携して対応すること。
- ・ 居場所活動の実施にあたっては、ヤングケアラーの特性を理解し、交流しやすい場とするよう配慮すること。
- ・ 対象者の個人情報が守られるよう十分配慮すること。
- ・ 学校や子どもからヤングケアラーについて相談を受けた場合、丁寧な説明と必要であれば各市町と連携して対応すること。
- ・ 嶺南拠点と適切に情報共有し、連携して支援を行うこと。

5 業務の適正な実施に関する事項について

(1) 関係法令の遵守

受託者は、この事業を実施するにあたり、福井県財務規則およびその他関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者が、委託業務の全部または一部を第三者に委託し、もしくは請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ書面により県の承認を受けた場合は、この限りではない。

(3) 個人情報保護

- ・ 受託者が、委託業務の実施において取り扱う個人情報については「福井県個人情報保護条例（平成14年条例第6号）」の適用を受ける。受託者は、委託業務中に入手した個人情報の漏えい、滅失およびき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な処理を講じること。また、受託者は委託業務実施中に入手した個人情報を含む文書、電子媒体等について保有の必要がなくなったときは、確実にかつ速やかに破棄し、または消去すること。
- ・ 研修会の開催等において、外部アンケートサービス（Google フォーム等）を利用する場合や複数人に電子メールを送信する場合等において、個人情報の漏えいが生じないよう、情報セキュリティの確保および個人情報等の情報の適正管理について徹底すること。

(4) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うにあたり、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講じる義務を負うとともに、当該業務で知り得た各種情報についての守秘義務を負うものとし、当該守秘義務については、委託業務終了後および契約解除後においても同様とする。

(5) 本人および保護者等の同意

市町や関係機関と連携する場合や保護者への連絡を行う場合などは、本人の同意を得るものとする。ただし、緊急の場合を除く。

また、利用者が未成年の場合は、必要に応じ、保護者へ連絡した上で本事業による支援を行うこと。

6 その他

本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、福井県と受託者が協議の上決定する。